塩竈市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　塩竈市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　塩竈市営住宅条例（平成九年塩竈市条例第十五号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成三十年四月一日から
　平成三十五年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日

仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
　静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）別表第一左欄に掲げる名称

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
　㈡　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
　㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
　平成三十年四月一日から
　平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

掛川市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　掛川市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　掛川市営住宅管理条例施行規則（平成十七年掛川市規則第百十七号）別表左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
　㈡　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成三十年四月一日から
　平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

袋井市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　袋井市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　袋井市営住宅等管理条例（平成十七年袋井市条例第百三十八号）別表左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
　㈡　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成三十年四月一日から
　平成三十四年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

小山町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　小山町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　小山町営住宅条例（平成九年小山町条例第十五号）別表左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による町営住宅等の管理を行うこと。
　　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を町営住宅に入居させること。）を除くものとする。
　㈡　町営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　平成三十年四月一日から
　平成三十五年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

第57期決算公告　平成30年3月30日

栃木県宇都宮市中岡本町字並塚2910番地1
サントリーモルティング株式会社
代表取締役　金山　典生

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	834,623
	固定資産	702,521
	合計	1,537,144
負純資産の債及び部	流動負債	357,941
	固定負債	43,105
	株主資本	1,136,098
	資本金	400,000
	資本剰余金	736,098
	利益準備金	80,306
	特別償却積立金	23,651
	その他利益剰余金	632,141
	（うち当期純利益）	（99,783）
	合計	1,537,144

第21期決算公告　平成30年3月28日

茨城県つくばみらい市伊奈東34番地522
株式会社オリエンタル商事
代表取締役社長　板垣　吉郎

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	370,792
	固定資産	204,624
	資産合計	575,417
負純資産の債及び部	流動負債	672,991
	固定負債	25,622
	株主資本	△123,197
	資本金	10,000
	資本剰余金	△133,197
	利益準備金	750
	有価証券評価差額金	15,320
	その他利益剰余金	△149,267
	（うち当期純利益）	（59）
	負債・純資産合計	575,417

第10期決算公告

平成30年3月30日
茨城県水戸市圷大野240番地の2
株式会社純光
代表取締役　木村　光宏

貸借対照表の要旨
（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	66,592
	固定資産	13,340
	合計	79,932
負純資産の債及び部	流動負債	32,586
	固定負債	41,102
	株主資本	6,244
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,244
	その他利益剰余金	1,244
	（うち当期純損失）	（264）
	合計	79,932